

R 7 (新 2 号更新)
(新制度幼稚園・認定こども園(教育利用))

子育てのための施設等利用給付認定現況届

新座市長 宛

【申請に当たって同意していただく事項】
■市長が認定の審査に必要な範囲において、世帯員全員(生計を一にする世帯員以外の者も含む。)の住民登録状況、福祉制度の受給状況及び住民税の課税状況を閲覧し、及び調査することがあります。
■市長が本申請書及び添付書類について、必要と認められる場合において、施設・事業者に対して提供することがあります。
■申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。

以上の内容に同意し、子育てのための施設等利用給付認定現況届を提出します。

① 保護者名及び児童名等について記入してください。

Table with columns: 保護者(世帯主), 児童との続柄, 保護者(世帯主)生年月日, 職業等, 住所, 認定子ども, 認定子ども生年月日, 父携帯, 母携帯, 利用施設.

② 世帯の状況について記入してください。(①の保護者及び認定こどもを除く)

Table with columns: 氏名, 児童との続柄, 生年月日, 職業等, 個人番号, 生活保護の適用の有無, 家庭の状況, 区分, 氏名, 住所, 同居・別居の状況.

③ 保育を必要とする事由について記入してください。

Table with columns: 保育を必要とする事由, 父, 母, 就労, 疾病・障がい, 介護・看護, 求職活動, 就学, 他.

※裏面を御確認の上、保育を必要とする事由に応じた書類を添付してください。

※求職活動中の方は、別途保育課窓口にて、認定変更申請の手続が必要です。

④ 備考欄 ※3か月以内に提出済みの必要書類がある場合など、特記事項があれば御記入ください。記載内容に応じて御連絡する場合があります。

(年 月 日に【書類名】 を【提出場所】 に提出済み。)

◆保育を必要とする事由に応じた提出書類一覧

保育を必要とする事由	事由に応じた提出書類
居宅外で就労されている方 (予定を含む)	就労証明書★ (就労内定の場合はその証明を受けてください。)
自営の方(自宅外自営、親族経営等の自営を含む)	就労証明書★、就労状況申告書★ 、自営の証明書類の写し(直近の確定申告書、営業許可書、開業届等)
出産前後の方(出産月の前後2か月に限る)	必要書類なし
育児休業中の方	育児休業取得先での 就労証明書★
疾病・障がいの方	診断書★ 又は障がい者手帳の写し
介護・看護している方	介護・看護状況申告書★ 、介護が必要であることが分かる書類(診断書、障がい者手帳の写し等)
求職中の方	※保育課へお問い合わせください。
学校に在学中の方	在学証明書(入学予定の場合は合格通知等)、1週間の授業日数及び時間が分かる書類(授業のカリキュラム等)

★太字の添付書類については、新座市指定様式で手続きする必要があります。ホームページからダウンロードが可能です。

提出の際の留意事項

1. 保育を必要とする事由に応じた書類は**両親ともに必要**です。
2. 保育を必要とする事由が**就労の場合、月52時間以上(月13日以上かつ1日4時間以上※週3日の契約不可)の勤務が要件**となります。学校・介護についても同様の基準となります。基準を満たしていない場合、「保育の必要性あり」と判定されません。
 なお、**令和7年度から就労要件等の認定の基準が変更になりますが、今回の現況届は令和6年度の基準を満たす必要があります。**
3. 家庭状況や就労状況に変更が生じた場合や認定区分を2号(3号)から1号へ変更する場合は、現況届では変更手続きができず、別途書類の提出等が必要です。詳しくは、新座市ホームページ「【新制度移行幼稚園・認定こども園(教育利用)の在園児向け】認定後の各種変更手続きについて」を御確認ください。
(下記2次元コードからも確認ができます。)



【新制度移行幼稚園・認定こども園(教育利用)の在園児向け】
認定後の各種変更手続きについて

施設記載欄(施設(事業者)を経由して市町村に提出する場合)

施設受付年月日	令和 年 月 日
施設(事業所)名	
備考	